

兵庫県産休・育休代替職員（兵庫県立明石学園）登録試験案内

（重要なお知らせ）

やむを得ない事情により、試験日や会場、試験内容を変更する可能性があります。変更内容については、兵庫県ホームページ（採用試験のページ）でお知らせしますので、随時ご確認をお願いします。

◇受付期間

令和8年7月1日（水）～登録予定人員に達し次第終了

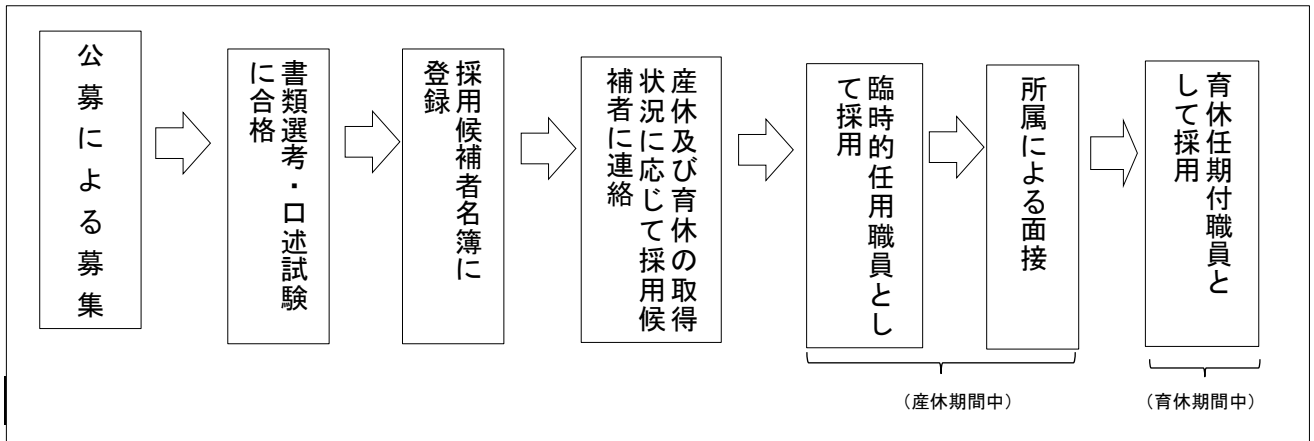
◇試験日 別途通知します。

◇勤務場所 県立明石学園

1 産休・育休代替職員について

- (1) 産休・育休代替職員とは、県立明石学園で、産休又は育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で正規職員と同様の業務に従事します。
- (2) この試験の合格者は、産休・育休代替職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に登録されます。
- (3) 職員の産休期間中（概ね16週間程度）は臨時的任用職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。（育休任期付職員の採用は、各所属による面接に合格する必要があります。）
- (4) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。
- (5) 採用は、職員の産休及び育児休業の取得状況に応じて決定するため、合格者ごとに採用時期や任用期間が異なります。
- (6) 職員の産休及び育児休業の取得状況や育休任期付職員採用前に実施される面接の結果によっては、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。
- (7) 採用候補者名簿の有効期間は名簿登録の日から1年です。当初の任期終了後も、採用候補者名簿の有効期間中に、新たに産休又は育児休業を取得する職員があった場合には、再度採用される場合があります。
- (8) 採用候補者名簿に登録後、受験申込書に記載していただいた勤務希望地域に従って、受験地域以外の地域からも採用の連絡をさせていただく場合があります。
- (9) 産休・育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

【採用までの流れ】



職 種	登録予定人員	職務内容
児童自立支援専門員 (または児童生活支援員)	若干名	県立明石学園の寮で行う児童自立支援などの業務

(注) 1 登録予定人員は、変更することがあります。

3 受験資格

(1) 次の職種を受験する者は、受験資格を有する者に限ります。

職 種	受験資格
児童自立支援専門員 (または児童生活支援員)	以下いずれかを満たす者 ①社会福祉士の資格を有する者 ②児童自立支援専門員を養成する学校その他養成施設を卒業した者 ③大学で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科等を修めて卒業し、1年以上児童自立支援事業に従事した者 ④高等学校等卒業者で、3年以上児童自立支援事業に従事した者 ⑤小学校、中学校また高等学校の教諭の免許を有し、1年以上児童自立支援事業に従事した者 ⑥保育士の資格を有する者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当する者

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

イ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を理由とするもの以外)

4 申込方法及び受付期間

(1) 申込方法

ア 受験申込書(学歴・職歴シート含む)に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「産休・育休代替職員登録試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで郵送してください。

(受験申込書はA4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。)

イ 申込受付者には、試験日時や会場等を記載した案内をメールでお送りします。受信設定が必要な場合は、「pref.hyogo.lg.jp」が受信できるようにしてください。メール受信が不可能な場合は、郵送でお送りします。

※ なお、申込み後、2週間経過後も案内が届かない場合は、(2)の申込・問い合わせ先まで電話で照会してください。

(2) 申込・問い合わせ先

兵庫県立明石学園総務課

[TEL:078-942-1572]

5 選考試験方法

(1) 応募書類及び面接試験による選考

<面接試験>

責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。(30分程度)

(2) 面接試験日

試験日時は、受付後に別途お知らせします。

(3) 試験会場

兵庫県立明石学園

〒674-0074 明石市魚住町清水 2744

6 合格発表

合否に関わらず文書で通知します。

7 任用期間

(1) 臨時的任用職員

概ね 16 週間程度

(2) 育休任期付職員

職員の育児休業期間に応じて決定します(最長約 2 年 10 ヶ月)。なお、一つの任期は 1 年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて 1 年度毎に任期を更新します。

8 勤務条件等

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

給料は、行政職 1 級の給料表が適用されます。

区 分	月 額
高校卒	226,129 円（給料月額 206,700 円、地域手当 19,429 円[9.4%]※1）～ ※2
大学卒	259,934 円（給料月額 237,600 円、地域手当 22,334 円[9.4%]※1）～ ※2
上 限	293,520 円（給料月額 268,300 円、地域手当 25,220 円※1）

※1 地域手当の額は、勤務地域により異なります。

（明石市の支給割合は給料月額の 9.4%）

※2 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります

※3 給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、給料月額の個別照会には応じられませんのでご注意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、社会福祉業務手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※ 給与改定によって手当額等が変わることがあります。

(3) 勤務時間

週 38 時間 45 分（7 時間 45 分×週 5 日）

(4) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 20 日間となります（引き続き更新された場合、繰り越されます。）。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給・無給）の適用があります。

(5) そ の 他

地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

9 その他

- ・ 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
 - ・ 令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第 2 条第 7 項及び第 8 項を参照してください。